

茨木市歯科疾患予防事業実施要綱

茨木市歯科疾患予防事業実施要綱（平成9年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づく歯科疾患予防事業について必要な事項を定めるものとする。

（歯科疾患予防事業の種類）

第2 歯科疾患予防事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2歳3か月児歯科健康診査
- (2) 2歳5か月児歯科健康診査

（対象者）

第3 歯科疾患予防事業の対象者は、受診する日又は指導を受ける日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

イ アに掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(2) 次に掲げる歯科疾患予防事業の種類に応じ、それぞれに該当する者

ア 2歳3か月児歯科健康診査 おおむね2歳3か月以上2歳5か月未満の幼児

イ 2歳5か月児歯科健康診査 第4第2号のカリオスタット検査において要注意と判定されたおおむね2歳7か月未満の幼児

（2歳3か月児歯科健康診査の内容）

第4 2歳3か月児歯科健康診査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 口腔内検査
- (2) カリオスタット検査
- (3) 虫歯予防措置及び口腔保健指導

（2歳5か月児歯科健康診査の内容）

第5 2歳5か月児歯科健康診査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 口腔内検査
- (2) 虫歯予防措置及び口腔保健指導

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、歯科疾患予防事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。